

南富良野町立南富良野中学校 いじめ防止基本方針

◇ いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

いじめが生徒の心身に及ぼす影響を全教職員が共通理解し、「いじめは人として決して許されない行為」であるという基本意識のもとで、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもって対応していく必要があります。

こうした基本認識に立ち、本校では、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の形成と安心して学習することができる環境を整備していきます。そのためには、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のため、生徒指導の機能や教育相談の充実を図り、生徒一人ひとりの心の居場所を確保するとともに、安全で安心して学習に取り組むことができるよう、全教職員が計画的・組織的そして継続的に「いじめのない学校づくり」を推進することを南富良野中学校の「いじめ防止」の基本姿勢とします。

1 いじめとは

いじめとは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（ネット等を通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

本校では、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、上記いじめの定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたります。

2 いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 「◇ いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等が共有し、関係機関や地域住民等との協力と連携を図りながら、いじめの根絶に向け組織的な取組を推進します。
- (2) いじめ防止対策推進のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を校内に設置し、実効性のある取組を推進します。
- (3) 生徒の心身の成長や学習する権利を阻害するような重大な被害を与えるような事態に対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じます。

3 「いじめ防止対策委員会」の設置

- (1) いじめ防止対策を実効的に行う組織として「いじめ防止対策委員会」を設置します。
- (2) 本委員会を定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集します。

<構成>

- 校長 ○教頭 ○生徒指導部長 ○当該学級担任 ○養護教諭
(場合によっては ○外部専門家(スクールカウンセラー等))

4 「いじめ防止対策委員会」の責務

「いじめ防止対策委員会」は、いじめの根絶に向け、次に掲げる事項に取り組みます。

- (1) いじめ防止基本方針の策定と推進
- (2) 校内組織(分掌・各種委員会等)との連携
- (3) いじめ根絶に係る生徒の生徒活動の推進
- (4) 生徒の思いやりの心など豊かな心の育成

- (5) 生徒の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (6) 生徒の情報モラルの育成
- (7) ネット・トラブルへの対応
- (8) いじめの早期発見・早期解消
- (9) いじめの再発防止
- (10) 関係機関との連携
- (11) 保護者等への適切な情報提供
- (12) 教育相談（いじめ調査等）の計画と推進
- (13) いじめの問題及び児童(生徒)理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (14) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進
- (15) その他、いじめ防止対策推進に関すること

5 具体的な取組内容

- (1) いじめ未然防止の取組
 - ① いじめに関する学習の実施（学級活動又は道徳の時間）
 - ② 全校集会の実施
 - ③ 生徒活動（生徒会・常任委員会・部活）による防止活動
 - ④ 教育相談週間（悩み相談，いじめアンケート利用）の設定（年2回 5月/10月）
 - ⑤ 参観日等における学級活動・道徳の授業公開
 - ⑥ P T A・保護者懇談会の開催
（いじめ防止基本方針の説明やネットトラブル未然防止について）
 - ⑦ いじめ問題に関する校内研修の実施〔生徒理解研修を組織的継続的に取り組む〕

 - ⑧ ボランティア活動の実施（地域との連携）
 - ⑨ 外部講師を招いた豊かな心を育む講演会の実施

- (2) 早期発見・早期解消の取組
 - ① 相談窓口の紹介
 - ② 教育相談の実施（年2回実施）
 - ③ 三者面談の実施
 - ④ 生徒へのアンケート調査の実施
 - ⑤ 生徒指導部会，生徒指導報告の運営（情報交換，情報共有）
 - ⑥ ふれあい活動の推進（すき間のない指導体制）
 - ⑦ ネットパトロール等の実施
 - ⑧ 関係機関，地域住民等からの情報収集
 - ⑨ いじめ防止対策委員会における対策の検討

6 いじめ発生時の対応

- (1) いじめの把握
 - いじめアンケート等の調査による把握
 - いじめを受けた本人（または保護者）からの訴え
 - 周囲の生徒からの情報
 - 教職員の観察による発見
 - 関係機関，地域住民等からの通報
 - その他

- (2) 初期対応
 - いじめの発見者（把握者）から関係学年学級担任等への情報提供（共通理解）
 - 関係学年学級担任等による関係生徒への事実確認及び指導
 - いじめ防止対策委員会への情報提供及び対策会議

- 当事者生徒・保護者からの丁寧な聞き取り

(3) いじめの報告

- いじめの発見者（把握者）から生徒指導部長へ報告
- <生徒指導部長から関係学年学級担任等へ調査の指示>**
- 生徒指導部長から教頭へ報告
- <教頭から生徒指導部長へ必要な指示>**
- 教頭から校長へ報告
- いじめ防止委員会の開催と対策会議
- <校長から教頭へ必要な指示>**
- いじめ防止対策委員会の招集

(4) いじめ防止対策委員会の招集

- 事実関係の解明 ○ 指導方針の確認 ○ 個別指導の検討
- 役割分担の協議 ○ 対応チームの編成 ○ 関係機関との連携
- 全教職員による共通理解の形成

(5) いじめの解消

- いじめを受けた生徒への対応 ○ いじめを行った生徒への対応
- 周囲の生徒への対応 ○ 保護者への対応
- 教育委員会への報告（指導・助言やいじめ早期対応チームの要請）
- 関係機関への相談（児童相談所，各種相談室等）

(6) 再発防止に向けた取組（いじめ防止委員会において検討）

- 原因の詳細な分析 ○ 学校体制の改善・充実
- 教育内容及び方法の改善・充実 ○ 家庭，地域との連携強化

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の把握

- 重大事故・事案の発生 ○ 本人及びその保護者からの申し立て
 - 教育委員会，警察等関係機関からの通報 ○ その他
- （重大事態か否かの判断基準は，法や国の基本方針等を参考とし，協議の上で判断。関係機関からの指導を仰ぐ。）

(2) 重大事態の調査

- いじめ防止対策委員会の緊急招集，調査の実施
- 事実の整理，校長への報告

(3) 重大事態の報告，通報

- 教育委員会への報告，早期対応チーム派遣等支援の要請
- 犯罪行為が認められる場合等は，警察への通報，支援の要請

(4) 調査組織の設置（委員会の指示により設置）

- 校内調査委員の選定
- 校外の専門家への協力依頼〔いじめ早期対応チーム（教育委員会），スクールカウンセラー等〕
- 「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の派遣要請
- 加害者への教育的措置の検討
- 被害者の救済措置の検討
- 調査及び対応結果の教育委員会への報告

(5) 措置の実施

- 教育委員会の指示に基づく具体的な措置を進めます。

いじめ問題対応マニュアル

